



## 2025年度法改正（6月改正対応版）

### 設定ポイント集

～全事業所様 共通編～

#### ■ 2025年6月改正対応版 設定ポイント集

1	設定ポイント集について.....	3
2	ほのぼのmore2025年6月改正対応版での対応概要.....	8
3	支払調整額の請求.....	12
4	対応項目一覧の見方.....	25
5	2025年6月版 対応項目一覧.....	26
6	2025年改正対応版での注意・制限事項(再掲).....	30

平素は「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。  
本書では、ほのぼのmore2025年6月改正対応版バージョンアップに伴う「システムでの運用概要」をご説明いたします。

なお、本冊子の内容は告示内容等により今後変更される場合がありますので  
ご注意ください。

2025年6月以降の介護給付費、訓練等給付費請求業務を円滑に行っていただくため、ご使用前に必ず本書をお読みくださいますようお願いいたします。

本書が皆様の法改正に伴うシステム操作の一助になれば幸いです。

【Step I】

はじめに

# 1 設定ポイント集について

はじめに

対応概要

支払調整額の請求

対応項目一覧

補足事項

## 重要

### 厚生労働省の公開情報について

本書では厚生労働省が公開している以下資料を元にして作成しています。制度情報の詳細については以下を参照してください。

#### ■令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37772.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html)

#### ■報酬算定構造・サービスコード表等(令和6年4月、6月施行分) (11月29日修正、1月31日確定分)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html)

## 参考

### Q&Aについて

システム操作の詳細はほのぼのmoreサポートページをご確認ください。ほのぼのmoreサポートページには、お問い合わせの多いご質問を文章や画像で確認するQ&Aや動画で確認できる動画集があります。

[ヘルプ]メニューの[Q&A]または弊社ホームページ

(<https://www.ndsoft.jp/support-info/>)から表示することができます。

## 1-1 設定ポイント集の見方

### ■インデックス

設定ポイント集の左側のインデックスで現在どのStepを確認しているのかがわかります。また、インデックスをクリックすると該当ページにジャンプします。

3 支払調整額の請求

3-1 サービス費用マスタの確認

2025年6月版バージョンアップ後、事業者設定マスタの開始日が「R6/4/1」以降の期間に相当するサービス費用マスタに「補正用コード」、「調整用コード(不足分、過大分)」が自動で追加されます。

事業種別	調整用コード	
	不足分	過大分
居宅介護	○	○
重度訪問介護	○	-
同行援護	-	○
重度障害者等包括支援	-	○

■【請求管理システム】→【サービス】→【マスタ】→【サービス費用マスタ】画面  
例: 居宅介護

【処理年月】が「R6/4」以降の【サービス費用マスタ】画面に「補正用コード」、「調整用コード(不足分、過大分)」が追加されていることを確認します。  
【適用】のチェックの初期値は「チェックあり」です。

## ■Q&A検索キーワード

「Q&A検索キーワード」には、関連するサポートQ&Aの検索キーワード(括弧内は管理番号)を掲載しています。  
 設定ポイント集では、改正に関する設定のポイントを絞り込んで説明しているため、詳細な操作手順(通常の手順)を一部省略しています。  
 詳細な操作手順については「Q&A検索キーワード」に記載のキーワードでサポートQ&Aを検索してご確認ください。

Q&A検索ワード



○○○○○○加算を算定したい(more00000)

□□□□□□を登録したい(more99999)

クリックすると弊社ホームページの「サポートページログイン」画面(<https://www.ndsoft.jp/support-info/>)が表示されます。施設ID・パスワードを入力して「ほのぼのmoreサポートページ」にログインしてください。ほのぼのmore統合メニューの[サポートページ]または各システムの[ヘルプ]メニュー→[Q&A]から「ほのぼのmoreサポートページ」にログインすることもできます。  
 [onlineプラットフォームポータル]画面→「サポートページログイン」からもログインすることができます。

関連するQ&Aの検索キーワードです。  
 「ほのぼのmoreサポートページ」の「Q&Aを検索」欄に入力して、該当するQ&Aを検索してください。括弧内の管理番号でも検索が可能です。  
 文字が青字になっている場合は、クリックすることで該当のQ&Aを開くことができます。  
**※事前にサポートページにログインしてからクリックしてください。**

## ■重要、参考

「重要」には必ずご確認ください情報や注意点を、「参考」には補足となる情報を記載しています。

**重要** 必ず〇〇してください！

6月版バージョンアップ後、必ず○○○○〇を追加してください。

**参考** □□資料について

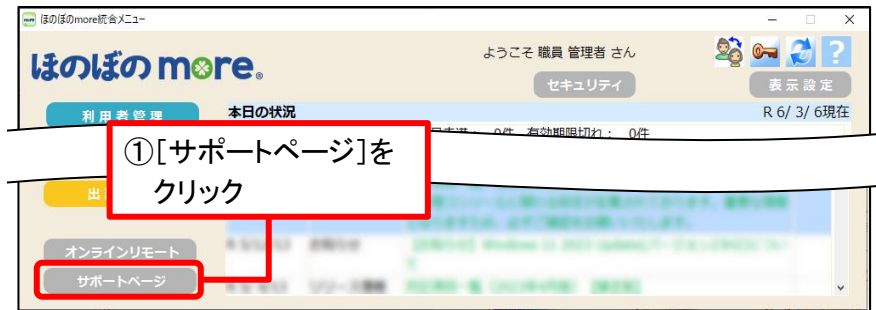
本書では□□□□資料の情報を参考に作成しています。詳しくは□□□□資料をご確認ください。

## 1-2 最新資料のダウンロード方法(サポートページ、お知らせ機能)

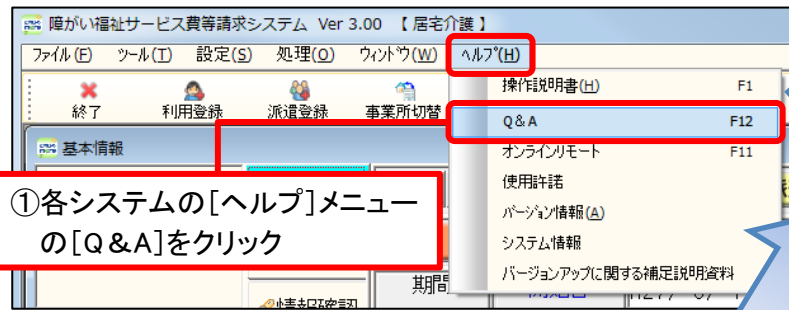
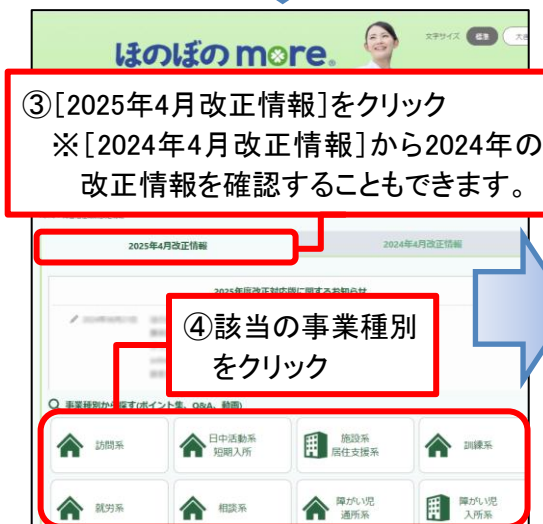
設定ポイント集や改正に関する資料などは、状況により改版される場合があります。システムから呼び出す「お知らせ」画面や、ほのぼのmoreサポートページなどをご確認いただき、最新の資料をダウンロードしてご利用ください。

## ■ほのぼのmoreサポートページからのダウンロード(インターネット接続必要)

## [統合メニュー]

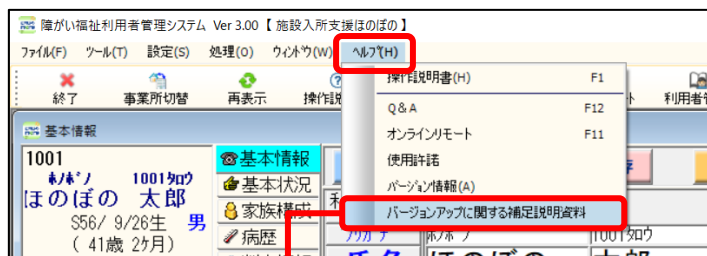


## [各システム]

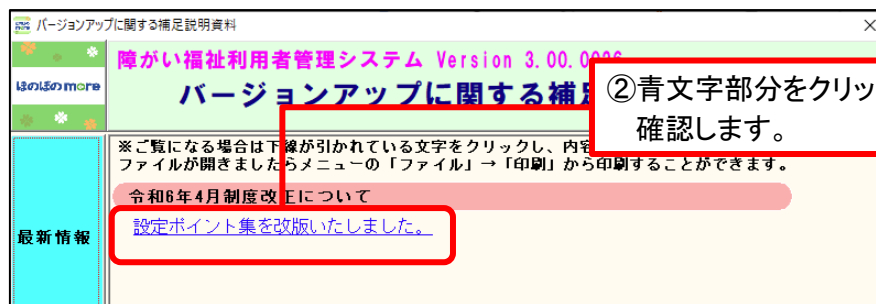
[弊社ホームページ](<https://www.ndsoft.jp/support-info/>)

## ■ほのぼのmoreの各システムからの参照方法

各システムの[ヘルプ]メニュー→[バージョンアップに関する補足説明資料]から画面を開いて確認します。



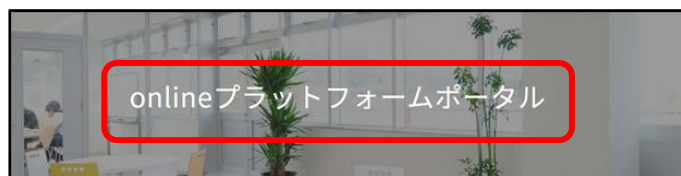
①[ヘルプ]メニュー→[バージョンアップに関する補足説明資料]をクリック



②青文字部分をクリックして資料を確認します。

## ■onlineプラットフォームポータルサイトからのダウンロード

onlineプラットフォーム環境でほのぼのmoreをご使用のお客様の場合は、[onlineプラットフォームポータル]画面→「サポートページログイン」からログインして最新資料をダウンロードしてください。



[onlineプラットフォームポータル]画面で画面を下にスクロールし、「サポートページログイン」をクリックします。



### 重要

ほのぼのmore統合メニューのお知らせ機能が使用できる環境について

- ・インターネットに接続されている場合  
資料の改版に伴い「お知らせ」の情報も更新されます。最新の情報をご確認ください。
- ・インターネットに接続されていない場合  
弊社からバージョンアップDVDが発送された時点での情報が表示されます。発送後の改版は反映されませんのでご了承ください。

お知らせ機能でタイムリーに最新の情報を確認するには、インターネットへ接続されている環境である必要があります。インターネットに接続されていない場合はバージョンアップ時点での情報のみが表示され、最新情報へ更新されませんのでご了承ください。  
※RDS(リモートデスクトップサービス)の一部でも最新情報へ更新されない環境があります。  
また、オンラインプラットフォーム環境の場合は一部機能が制限されます(URL 配信の無効、XPS ファイルでの表示)。

【Step II】

# 対応概要

# 2 ほのぼのmore 2025年6月改正対応版での対応概要

はじめに

対応概要

支払調整額の請求

対応項目一覧

補足事項

令和6年4月改定後、訪問系サービス事業所において請求に使用するサービスコードが報酬告示と一部異なる単位数で設定されており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明したと厚生労働省より発表がありました。

報酬の過去分調整額(令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで)については、令和7年7月上旬に国保連合会から対象事業所に対し、電子請求受付システムのお知らせにて通知されます。(代理人に委任している事業所においては、委任先の代理人宛にお知らせが登録されます。)

過去分調整額については、令和7年6月サービス提供分(※)の報酬請求に含めて請求します。

※令和7年7月サービス提供分(8月請求分)以降の報酬支払いでも調整可能

ほのぼのmore請求管理システムでは、補正した新たなサービスコードと過去分調整額請求用のサービスコードを追加し、今回の請求に対応いたしました。

## 1. 対象事業種別

居宅介護 / 重度訪問介護 / 同行援護 / 重度障害者等包括支援

## 2. 主な内容

サービス提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基本単位に1～11単位の差が生じています。

### ■ 居宅介護及び同行援護に係るサービスコードの見直し内容

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/20241129002.pdf>

○ 居宅介護及び同行援護において、以下の黄色網掛けの時間(以降、「報酬基準時間」という)の報酬を算定している場合に単位数に過不足が生じるケースがある。

<居宅介護>

イ 居宅における身体介護 (1)30分未満 (2)30分以上1時間未満 (3)1時間以上1時間30分未満 (4)1時間30分以上2時間未満 (5)2時間以上2時間30分未満 (6)2時間30分以上3時間未満 (7)3時間以上	ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合) (1)30分未満 (2)30分以上1時間未満 (3)1時間以上1時間30分未満 (4)1時間30分以上2時間未満 (5)2時間以上2時間30分未満 (6)2時間30分以上3時間未満 (7)3時間以上	ハ 家事援助 (1)30分未満 (2)30分以上45分未満 (3)45分以上1時間未満 (4)1時間以上1時間15分未満 (5)1時間15分以上1時間30分未満 (6)1時間30分以上	ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合) (1)30分未満 (2)30分以上1時間未満 (3)1時間以上1時間30分未満 (4)1時間30分以上	ホ 通院等乗降介助(影響なし)	重度訪問介護研修修了者による場合 (1)1時間未満 (2)1時間以上1時間30分未満 (3)1時間30分以上2時間未満 (4)2時間以上2時間30分未満 (5)2時間30分以上3時間未満 (6)3時間以上
---	---	--	--	-----------------	--

<同行援護>

イ 30分未満 ロ 30分以上1時間未満 ハ 1時間以上1時間30分未満 ニ 1時間30分以上2時間未満 ホ 2時間以上2時間30分未満 ヘ 2時間30分以上3時間未満 ト 3時間以上
--

## ■重度訪問介護に係るサービスコードの見直し内容

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/20241129003.pdf>

- 重度訪問介護において、以下の黄色網掛けの時間の報酬を算定している場合に単位数が過少になる。  
 そのため、各時間帯(9、10、11、12)における最初の30分について、単位数を補正した新たなサービスコードに置き換えて請求する。

<重度訪問介護>

イ ロ以外の障害者に提供した場合	ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合
(1) 1時間未満	(1) 1時間未満
(2) 1時間以上1時間30分未満	(2) 1時間以上1時間30分未満
(3) 1時間30分以上2時間未満	(3) 1時間30分以上2時間未満
(4) 2時間以上2時間30分未満	(4) 2時間以上2時間30分未満
(5) 2時間30分以上3時間未満	(5) 2時間30分以上3時間未満
(6) 3時間以上3時間30分未満	(6) 3時間以上3時間30分未満
(7) 3時間30分以上4時間未満	(7) 3時間30分以上4時間未満
(8) 4時間以上8時間未満	(8) 4時間以上8時間未満
(9) 8時間以上12時間未満	(9) 8時間以上12時間未満
(10) 12時間以上16時間未満	(10) 12時間以上16時間未満
(11) 16時間以上20時間未満	(11) 16時間以上20時間未満
(12) 20時間以上24時間未満	(12) 20時間以上24時間未満

## ■重度障害者等包括支援に係るサービスコードの見直し内容

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/20241129004.pdf>

- 重度障害者等包括支援において、以下の黄色網掛けの時間の報酬を算定している場合に単位数が過大になる。  
 そのため、「(3)12時間以上24時間未満」における最初の30分について、単位数を補正した新たな適用単価を用いて単位数計算を行う。

<重度障害者等包括支援>

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	ロ 短期入所 (影響なし)	ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く) (影響なし)
(1) 1時間未満		
(2) 1時間以上12時間未満		
(3) 12時間以上24時間未満		

## 3. 各種情報

令和6年4月、6月施行分(11月29日修正、1月31日確定分) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html)

**参考** 過去分調整額等の請求方法についての記載について

請求明細書の記載例や請求方法について詳しくは以下資料をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001391331.pdf>

**参考** 過去分調整額等の請求方法について

過去分調整額等の請求方法について詳しくは、P.22 「3-6 請求パターン」を参照してください。

ほのぼのmore2025年6月改正対応版のインストールは、2025年4月版のバージョン(Ver.3.00.0029)がインストールされていることが前提条件となります。  
2025年6月改正対応版インストール前までにバージョンアップを行っていただきますようお願いいたします。

項番	システム名	対象となるアップデート前の旧バージョン	アップデート後の新バージョン
1	ほのぼのmore統合メニュー	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
2	利用者管理システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
3	障がい福祉サービス費等 請求システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
4	支援記録システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
5	個別支援計画システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
6	方式別 個別支援計画システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
7	障がい福祉サービス費等 請求統合システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
8	障がい福祉 計画相談支援システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
9	精神障がい者施設向け 個別支援計画システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
10	救護施設向け 個別支援計画システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
11	障がい福祉 ヘルパー スケジュール管理システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
12	障がい福祉 本部請求システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
13	障がい福祉 栄養ケア・マネジメント システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030
14	出納管理システム	Ver.3.00.0029	Ver.3.00.0030

※対象バージョンであることをご確認の上、バージョンアップを行っていただきますようお願いいたします。

【StepⅢ】

# 支払調整額の請求

# 3 支払調整額の請求

はじめに

対応概要

支払調整額の請求

対応項目一覧

補足事項

## 3-1 サービス費適用マスタの確認

2025年6月版バージョンアップ後、事業者設定マスタの開始日が「R6/4/1」以降の期間に相当するサービス費適用マスタに「補正用コード」、「調整用コード(不足分、過大分)」が自動で追加されます。

### ■バージョンアップで追加される補正用コードと調整コード

事業種別	補正用コード	調整用コード	
		不足分	過大分
居宅介護	○	○	○
重度訪問介護	○	○	-
同行援護	○	-	○
重度障害者等包括支援	-	-	○

### ■[請求管理システム]→[サービス]→[マスタ]→[サービス費適用マスタ]画面

例:居宅介護

適用	サービスコード(6桁)	サービス略称	国基準	市町村基準	支援費	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2
<input checked="" type="checkbox"/>	11ZZ03	居宅介護支払調整 (不足分)	0	0	0			
<input checked="" type="checkbox"/>	11ZZ04	居宅介護支払調整 (過大分)	0	0	0			
<input checked="" type="checkbox"/>	111111	身体日0.5	256	0	0			
<input checked="" type="checkbox"/>	111111	身体日0.5	256	0	0			
<input checked="" type="checkbox"/>	116766	居介ベースアップ等支援加算	0	0	0			
<input checked="" type="checkbox"/>	11J001	身体日増0.5 (補正)	24	0	0			
<input checked="" type="checkbox"/>	11J002	身体日増0.5・2人 (補正)	48	0	0			
<input checked="" type="checkbox"/>	11J003	身体日増0.5・基 (補正)	49	0	0			
<input checked="" type="checkbox"/>	11J004	身体日増0.5・基・2人 (補正)	98	0	0			

## 3-2 令和7年6月以降提供分の予定実績登録、割当

処理月「R7/6」以降提供分の予定実績登録、割当を通常通り行います。

ここでは例として、処理月「R7/6」提供分と同時に過去分調整額を請求する場合について説明します。

処理月「R7/6」を確認し、予定実績登録、割当を行います。

※6月提供分は該当するサービスのみ「補正用コード」で算定されます。

■ [請求管理システム]→[サービス]画面

The screenshot shows the 'Service' screen in the 'Request Management System'. The interface includes a menu bar at the top with options like '終了', '利用登録', '派遣登録', etc. The main area displays service details for '1001 ほんのぼの 太郎' (43 years old, 7 months). A table lists service records with columns for '日付' (Date), '区分' (Category), '計画時間' (Planned Time), '提供時間' (Provided Time), '人数' (Number of People), 'サービス名' (Service Name), '算定時間' (Calculated Time), and '派遣時間' (Dispatch Time). The table contains five rows of data for dates 3, 6, 10, 17, and 24, all categorized as '身体介護' (Body Care) with a time of 09:00~10:00 and 1 person. Red boxes and arrows highlight key actions: ① Confirm the processing month 'R7/6', ② Register the planned performance, ③ Click 'Allocation' or 'Batch Allocation', and ④ Click 'Save'. A 'サービス' (Service) button is also highlighted.

自費継続	日付	区分	計画時間	提供時間	人数	サービス名	算定時間	派遣時間
	3(火)	身体介護	09:00~10:00	09:00~10:00	1	身体日 1. 0	他 09:00~10:00	09:00~10:00
	6(金)	身体介護	09:00~10:00	09:00~10:00	1	身体日 1. 0	09:00~10:00	09:00~10:00
	10(火)	身体介護	09:00~10:00	09:00~10:00	1	身体日 1. 0	09:00~10:00	09:00~10:00
	17(火)	身体介護	09:00~10:00	09:00~10:00	1	身体日 1. 0	09:00~10:00	09:00~10:00
	24(火)	身体介護	09:00~10:00	09:00~10:00	1	身体日 1. 0	09:00~10:00	09:00~10:00

**重要** 重度障害者等包括支援の補正用コードの実績時間の入力について

12時間以上24時間未満における最初の30分については、単位数を補正した新たな適用単価を用いて単位数を計算します。そのため、補正用の実績時間数には、「0.5」時間の登録が必要となります。

■ [請求管理システム] → [サービス] 画面

実績時間数は、提供時間数が1時間未満の場合でも、「1」時間で初期表示されます。新たな適用単価を登録する場合は、手動で「0.5」時間に修正してください。

日付	サービス種別	提供時間	実績時間数	適用単価	基本単位数	加算	加算後単位数	人数	単位数	喀痰
1(火)	重度訪問介護	08:00~09:00	1	204	204		204	1	204	<input type="checkbox"/>
1(火)	重度訪問介護	09:00~18:00	9	101	1,818		1,818	1	1,818	<input type="checkbox"/>
1(火)	重度訪問介護	18:00~20:00	2	101	404	夜間	505	1	505	<input type="checkbox"/>
1(火)	重度訪問介護	20:00~20:30	0.5	88	88	夜間	110	1	110	<input type="checkbox"/>
1(火)	重度訪問介護	20:30~22:00	1.5	99	297	夜間	371	1	371	<input type="checkbox"/>
2(水)	短期入所	00:00~00:00	1	973	973		973		973	<input type="checkbox"/>
3(木)	共同生活援助(包括型等)	00:00~00:00	1	1,019	1,019		1,019		1,019	<input type="checkbox"/>

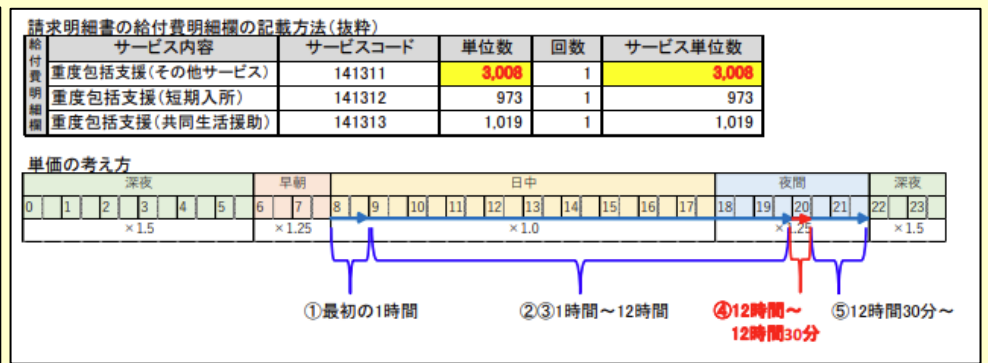
「0.5」に修正

<見直し後>

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票の記載方法(抜粋)

日付	サービス種別	サービス利用実績		実績単位数		1日計	
		開始時間	終了時間	実績時間数	適用単価		基本単位数
1月	重度訪問介護	8:00	9:00	1.0	204	204	4
1月	重度訪問介護	9:00	18:00	9.0	101	1,818	8
1月	重度訪問介護	18:00	20:00	2.0	101	404	3
1月	重度訪問介護	20:00	20:30	0.5	88	88	1
1月	重度訪問介護	20:30	22:00	1.5	99	297	1
2月	短期入所			1	973	973	973
3月	共同生活援助			1	1,019	1,019	1,019
合計	共同生活援助			1日			1,019
	短期入所			1日			973
	その他サービス			14時間			3,008

※適用単価「88」の求め方: 2514単位[12時間以上の単位数] - 2426単位[12時間までの単位数の合計]



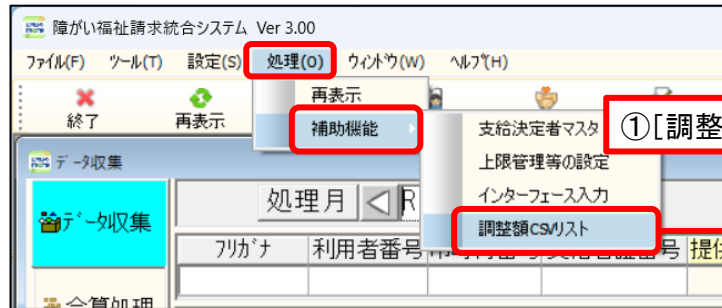
参考資料: 重度障害者等包括支援に係る実績記録票の見直し内容  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/20241129004.pdf> より抜粋

調整用コード(不足分、過大分)は自動算定対象外です。国保連合会が令和7年7月上旬に提供する「過去分調整額の報酬請求システムの取込用CSVファイル」をダウンロード後、ほのぼのmore請求統合システムで取り込み、出力した調整額CSVリストにて利用者情報等を確認しながら、[サービス]画面の[一覧]ボタンからサービス一覧を表示し、対象利用者に登録します。以下の操作は令和6年4月～令和7年5月分までの差額が発生している利用者のみに必要な操作です。過大分でマイナスを入力する際、当月の単位数合計で相殺できない場合は複数月に分けて登録します。過去分調整額の請求について詳しくは、P.22「3-6 請求パターン ①過去分調整額の請求」を参照してください。

### 1. 調整額CSVリスト作成

国保連合会より提供されたCSVファイルから調整額CSVリストを作成します。

■ [請求統合システム] → [処理]メニュー → [補助機能] → [調整額CSVリスト] → [調整額CSVリスト作成]画面



① [調整額CSVリスト]をクリック

Q&A検索ワード



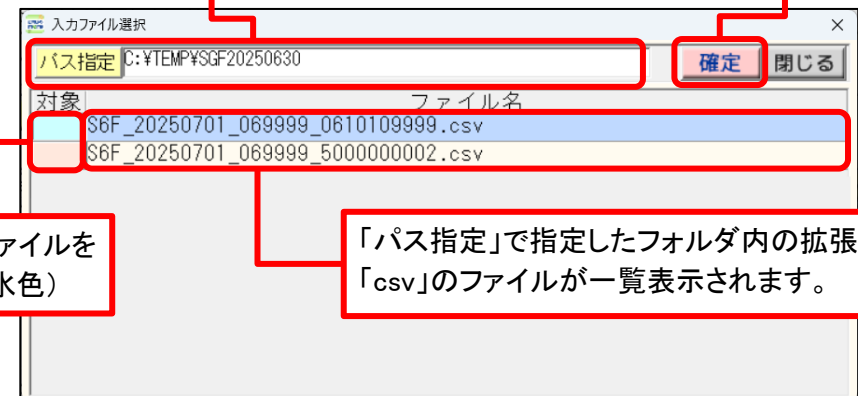
[調整額CSVリスト]の操作方法を知りたい。  
(訪問系サービス事業所向け) (more01859)

② [入力ファイル]をクリック



③ 国保連合会より提供されたCSVファイルが格納されているフォルダを指定

⑤ [確定]をクリック

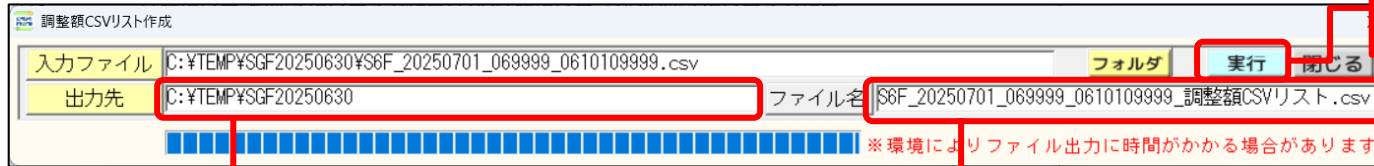


④ 対象ファイルを選択(水色)

「パス指定」で指定したフォルダ内の拡張子が「csv」のファイルが一覧表示されます。



⑥「はい」をクリック



⑨「実行」をクリックし、[確認]画面で「OK」をクリック

⑦「出力先」が指定されることを確認  
※「出力先」は手入力で指定することも可能⑧「ファイル名」に調整額CSVリストが拡張子  
込みで入力されることを確認  
※「ファイル名」は手入力することも可能

## CSVイメージ

A	B	C	D	E	F
事業所番号	事業所名	証記載市町村番号	受給者証番号	支給決定者等氏名	支給決定に係る障害児氏名
610109999	居宅介護ほのぼの	100001	9999991001		ほのぼの 太郎
610109999	居宅介護ほのぼの	100001	1433333333		ほのぼの 一郎

単位数を[サービス(一覧)]画面の「単位」欄に登録します。

利用者情報を確認します。

G	H	I	J	K	L	M
サービス種類コード	サービス種類名称	調整用サ-サービス費名称	単位数	最終処理月	提供月	
11	居宅介護	11ZZ03 居宅介護支払調整 (不足分)	100	R7/5	R7/5	
11	居宅介護	11ZZ04 居宅介護支払調整 (過大分)	-350	R7/5	R7/5	

## 参考

## 調整額CSVリストの「最終処理月」「提供月」について

「最終処理月」、および「提供月」は、請求統合システムで最後に作成された介護給付費・訓練等給付費等明細書情報より取得します。

「最終処理月」が「R7/5」より前の場合は、利用終了している利用者であるかを確認します。利用終了が確認された場合、調整額は最終処理月の請求データを過誤申請(取下げ)して再請求します。

再請求について詳しくは、P.22「3-6 請求パターン ②過去分調整額の請求」を参照してください。

## 2. 調整額の登録

調整額CSVリストを参照しながら、該当利用者に調整額を登録します。

■ [請求管理システム] → [サービス] → [一覧] ボタン → [サービス] 画面

サービス画面のスクリーンショット。メニューバーには「終了」「利用登録」「派遣登録」「事業所切替」「再表示」「操作説明書」「統計処理」「CSV出力」「利用者管理」「相談支援」「個別支援」があります。サービス一覧表には、利用者名「ほのほの 太郎」、サービス内容「身体介護」、単位数「1.0」などが表示されています。下部には「詳細」「減算日」「複写」「印刷」「一覧」「割当」「一括割当」のボタンがあります。

サービス画面のスクリーンショット。処理月「R 7/ 6」が表示されています。サービス一覧表には、利用者名「ほのほの 太郎」、サービス内容「居宅介護支払調整(不足分)」、単位数「100」などが表示されています。下部には「保存」ボタンが強調されています。

②調整用コード(不足分、過大分)の単位数を入力し、「1」日(任意)にダブルクリックして「■」を入力  
 ※調整用コード行は、[サービス費適用マスタ]画面の[適用]にチェックが付いている場合、初期表示されます。

参考 月途中で支給市町村が変わった場合

月途中で支給市町村が変わった場合の操作について詳しくは、P.23「3-6 請求パターン ⑦複数の支給市町村に過去分調整額を請求する場合」を参照してください。

例: 居宅介護事業所 A市:R7/5/1~10、B市:R7/5/11~30  
 支給市町村が変更 R7/6(サービス提供月)に過去分調整

■ R7/6現在はB市で利用継続中 A市分の支払調整(不足分)が100単位、B市分の支払調整(不足分)150単位がある場合  
 「不足分」調整用コードは「~(不足分)」で登録します。A市分はR7/5を過誤申請(取下げ)して再請求、B市分はR7/6に含めて請求します。

③ [保存] をクリック  
 確認画面が表示されますので、[はい] をクリック

参考 支払調整(不足分)、(過大分)の確認について

サービス内容「支払調整(不足分)」、「支払調整(過大分)」の確認は、[利用項目]の右端にマウスをあわせ、[利用項目]幅を広げることで確認することができます。

## 参考 月途中で支給市町村が変わり、かつ複数の調整用コードが必要な場合

保険切り替えで、同月内に利用が終了しており、どちらにも調整用コードが必要な場合は、調整用コードを複写して2つ目のコードを追加する必要があります。

[サービス(一覧)]画面で登録された日付に該当する単位数を取得し、介護給付費・訓練等給付費等明細書に反映します。

月途中で支給市町村が変わり、かつ複数の調整用コードが必要な場合について詳しくは、P.23「3-6 請求パターン ⑦複数の支給市町村に過去分調整額を請求する場合」を参照してください。

例:居宅介護事業所 A市:5/1~10、B市:5/11~30 R7/6(サービス提供月)に差分調整

■R7/5にA市→B市に変更が発生し、R7/5/31で利用終了 A市分の支払調整(不足分)が100単位、B市分の支払調整(不足分)150単位がある場合

「不足分」については2つの「不足分」の調整用コードの登録が必要になります。「不足分」調整用コードを複写して同じサービスコードの行(枝番2)を追加します。調整用コードは「~(不足分)」、「~(不足分)2」で登録します。A市、B市ともにR7/5請求を過誤申請(取下げ)して再請求します。

### 1. 各市町村のサービス費適用マスタを一元管理している場合

[メニューバー:ツール]→[初期設定マスタ]画面で「一元管理を行う」に設定している場合、複写したい行を選択して[複写]ボタンをクリックし、調整用コードを複写します。

[サービス費適用マスタ]画面

[サービス(一覧)]画面 処理月:R7/5

利用者	利用項目	単位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
ほのぼの 太郎	居宅介護支払調整 (不足分)	100													
ほのぼの 太郎	居宅介護支払調整 (不足分) 2	150													
ほのぼの 太郎	居宅介護支払調整 (過大分)														

### 2. 各市町村のサービス費適用マスタを一元管理していない場合

[メニューバー:ツール]→[初期設定マスタ]画面で「一元管理を行う」を設定していない場合、任意の1市町村のみに調整用コードを複写します。任意の1市町村に複写することで、支給市町村が異なる利用者についても[サービス]→[一覧]ボタンから表示されるサービス一覧に反映されます。他市町村に複写済みの調整用コードが存在する場合、複写することはできません。エラーメッセージが表示され、登録済みの市町村を確認することができます。また、[全複写]ボタンをクリックした際も、複写した調整用コード(枝番2)は複写されません。

通常通り集計処理を行います。

[サービス(一覧)]画面で登録された調整用コード(不足分、過大分)の単位数を介護給付費・訓練等給付費等明細書に反映します。

※率計算項目について、調整用コード(不足分、過大分)は基本サービス費の扱いとなりません。以下のサービス項目は計算対象外となります。

サービス項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	重度包括
同一建物減算	○			
身体拘束廃止未実施減算	○	○	○	○
虐待防止措置未実施減算	○	○	○	○
業務継続計画未策定減算(R7/4より)	○	○	○	○
情報公表未報告減算	○	○	○	○
特定事業所加算	○	○	○	
特別地域加算	○	○	○	○
処遇改善加算(VはR7/3まで)	○	○	○	○
特定処遇改善加算(R6/5まで)	○	○	○	○
ベースアップ等支援加算(R6/5まで)	○	○	○	○

## 1. 明細書を作成

## ■ [請求管理システム]→[支援請求]画面

印刷設定

印刷帳票名  
介護給付費明細書 (H26/4改正以降)  
※印刷対象はH26/4以降のデータです。 SSK1230P08

発行対象  
すべて  代理受領  
選択者  償還払い

請求先  
 ほのぼの市(政令指定都市) (R 7/6)

表示設定  
 明細番号表示

表示順  
 市町村, 受給者証順  
 市町村, 氏名順  
 受給者証番号順  
 氏名順  
 明細番号順

明細書発行済処理  
発行済

プリントジョブ  
1つにまとめる  使用するプリンタが画面印刷対応の場合、複数利用者の請求書を画面印刷できます。

※ウィンドウズの「プリンタとFAX」画面で、ご使用のプリンタの印刷方法と給紙トレイを集約印刷、両面印刷用に設定してください。印刷終了後には通常の印刷設定へと設定を戻して下さい。

H26/4以降分の明細書「確認用」印刷を行いません。  
「請求提出用」の請求書・明細書は「請求統合システム」で印刷を行なってください。

プリンタ機種 Microsoft Print to PDF

## 参考

国保連合会が通知した単位数と異なる単位数で請求する必要がある場合

[印刷設定]画面の[発行済]をクリックして発行済みにし、  
[メニューバー:処理]→[補助機能]→[インターフェース入力]→  
[(明細書情報)明細]画面の[11 摘要]欄に理由を入力します。

利用者氏名	レセプト情報	サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	11 摘要
ほのぼの 太郎	J121 03	202506	100001	0610108999	3849394444111115	404	4	1616		
ほのぼの 太郎	J121 03	202506	100001	0610108999	3849394444115120	674	1	674		

詳しくは、P22「3-6 請求パターン」の下記請求パターンを参照してください。

- ・④令和7年7月以降に請求の見直しが発生した場合(調整額請求済み)
- ・⑤令和7年7月以降に請求の見直しが発生した場合(調整額未請求)
- ・⑥請求額が「0」以下の場合

## 参考

請求額が「0」、またはマイナス値が含まれていた場合

対象データに請求額が「0」、またはマイナス値が含まれていた場合、以下のタイミングでエラーメッセージが表示され発行済みになりません。それ以外のデータは発行済みになります。

- ・[印刷設定]画面の[印刷]ボタンをクリック
- ・[プレビュー]画面の[印刷]ボタンをクリック
- ・[発行済]ボタンをクリック

情報

請求額が0、または、マイナス値のため発行済にできなかった行があります。  
支援請求画面の請求額をご確認ください。

OK

詳しくは、P22「3-6 請求パターン」の下記請求パターンを参照してください。

- ・⑥請求額が「0」以下の場合

## 【帳票レイアウト】

様式第二 介護給付費・訓練等給付費等明細書  
 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号	1 0 0 0 0 1	令和	7	年	6	月分		
助成自治体番号		自定事業所番号	0 6 1 0 1 0 9 9 9 9					
受給者証番号	3 8 4 9 3 9 4 4 4 4	請求事業者	事業者及びその事業所の名称	居宅介護ほのぼの				
支給決定障害者等氏名	ほのぼの 太		地域区分	六級地				
支給決定に係る障害児氏名	ほのぼの 太郎		就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	1				
利用者負担上限月額	9 3 0 0	就労継続支援A型減免対象者	1					
利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	管理結果	管理結果額					
サービス種別	1 1	開始年月日	平成 3 1 年 2 月 1 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数	5	入院日数
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数		入院日数
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数		入院日数
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要		
	身体日3.0	1 1 1 1 3 1	8 3 7	1	8 3 7			
	身体日4.0	1 1 1 1 3 9	1 0 0 4	1	1 0 0 4			
	身体日5.0	1 1 1 1 4 7	1 1 7 0	1	1 1 7 0			
	居介処遇改善加算I	1 1 5 1 2 0	1 5 1 2	1	1 5 1 2			
	居介初回加算	1 1 6 0 2 0	2 0 0	1	2 0 0			
	身体夜増2.0(補正)	1 1 J 1 1 7	4 1 6	1	4 1 6			
居介介護支払調整(不足分)	1 1 Z Z 0 3	2 5 0	1	2 5 0				
サービス種類コード	1 1	居宅介護						合計

「補正用コード」、「調整用コード(不足分、過大分)」が表示されます。  
 調整用コードは処遇改善加算等の対象には含まれません。  
 詳しくは、P.19「3-4 集計処理」のサービス項目計算対象外の表をご確認ください。

## 2. 実績記録票を作成する

実績記録票の操作方は従来通りです。

過去分調整額の請求方法は、事業所の状況や過去分調整額等により異なるため、詳しくはQ&Aを参照してください。

パターン		概要	Q&Aキーワード
①	過去分調整額の請求	令和7年6月サービス提供分の該当利用者の請求明細書に、過去分調整額請求用のサービスコードを追加して請求します。	<a href="#">過去分調整額等の請求方法を知りたい(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の場合)(more01852)</a>
②	過去分調整額の請求 (令和7年5月までにサービスを終了した利用者の場合)	令和7年5月までにサービスを終了した利用者である場合、令和6年4月から令和7年5月サービス提供分のうち、最後のサービス提供月の請求明細書に対して、事業所と市町村が調整して過誤申請(取下げ)を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加して再請求します。最後のサービス提供月の請求で相殺できない場合、複数月分の請求明細書を過誤申請(取下げ)を行い、再請求します。	<a href="#">令和7年5月までにサービスを終了した利用者の過去分調整額等の請求方法を知りたい(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の場合)(more01854)</a>
③	未請求の過去分の請求	請求漏れなどにより、過去分の請求(令和6年4月～令和7年5月サービス提供分)を初めて令和7年7月以降に月遅れ請求する場合は、割当を行うことにより補正用コードで算定されます。国保中央会から通知された調整額には含まれていないため、通常通り請求します。	<a href="#">補正のサービスコードに該当する利用者に請求漏れ等により過去分の請求を初めて令和7年7月以降に月遅れ請求する場合の処理方法を知りたい(more01856)</a>
④	令和7年7月以降に請求の見直しが発生した場合(調整額請求済み)	過去分調整額の請求を行い、すでに報酬の支払いが済んでいるが、何らかの理由(指導監査等)で、令和7年7月以降に請求が必要になった場合、事業所と市町村が調整して過誤申請(取下げ)を行い、過去分の請求(令和6年4月～令和7年5月サービス提供分)を、補正用コードで再請求します。さらに過去分請求額の請求を行った月(令和7年7月請求等)に対しても調整額を変更(国保連合会が通知した調整単位数(全月分)から、見直しを行うサービス提供月の請求明細書に対する調整単位数を差し引く)して再請求します。	<a href="#">補正のサービスコードに該当する利用者に令和7年7月以降に過去分の請求の見直しが必要となった場合の処理方法を知りたい(過去分調整額の請求を行い、既に報酬の支払いが済んでいる場合)(more01857)</a>

⑤	令和7年7月以降に請求の見直しが発生した場合(調整額未請求)	何らかの理由(指導監査等)で、令和7年7月以降に請求が必要になった場合、事業所と市町村が調整して過誤申請(取下げ)を行い、過去分の請求(令和6年4月～令和7年5月サービス提供分)を補正用コードで再請求します。過去分調整額を請求する場合は、調整額を変更(国保連合会が通知した調整単位数(全月分)から、見直しを行うサービス提供月の請求明細書に対する調整単位数を差し引く)して再請求します。	<a href="#">補正のサービスコードに該当する利用者で令和7年7月以降に過去分の請求の見直しが必要となった場合の処理方法を知りたい(過去分調整額の請求をまだ行っていない場合)</a> (more01858)
⑥	請求額が「0」以下の場合	過去分調整額を、令和7年6月サービス提供分の該当利用者の請求で相殺できない場合、複数月分の請求明細書(令和7年6月サービス提供分と令和7年7月サービス提供分等)に、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し、複数月に分けて請求します。	<a href="#">過去分調整額等を複数月に分けて請求する方法を知りたい(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の場合)</a> (more01853)
⑦	複数の支給市町村に過去分調整額を請求する場合	<p>例1: R7/5にA市→B市に変更が発生し、R7/6現在はB市で利用継続中 A市分はサービスが終了している為、A市の令和7年5月サービス提供分を事業所と市町村が調整して過誤申請(取下げ)を行い、令和7年5月サービス提供分に過去分調整額請求用のサービスコードを追加して再請求します。 B市分は令和7年6月サービス提供分に含めて請求します。</p> <p>例2: R7/5にA市→B市に変更が発生し、R7/5/31で利用終了 A市とB市でのサービスが終了している為、A市、B市の令和7年5月サービス提供分を事業所と市町村が調整して過誤申請(取下げ)を行います。 過去分調整額請求用コードを複写して追加し、A市とB市で令和7年年5月サービス提供分を再請求します。</p>	<a href="#">月途中で支給市町村が変わった場合の過去分調整額等の請求方法を知りたい(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の場合)</a> (more01855)

【StepⅣ】

# 対応項目一覧



# 5 2025年6月版 対応項目一覧

## 5-1 【改正】対応項目一覧 ほのぼのmore 2025年6月 Ver.3.00.0030

ほのぼのmore2025年6月改正対応版(Ver.3.00.0030)では、以下の改正対応を行いました。

※運用想定、対象事業種別になります。(お客様の運用によって異なるケースもございます)

◆ほのぼのmore 共通		対象事業所							
項番	【改正】対応内容	設定ポイント集	居住系	日中系	訪問系	相談支援	児童入所	児童通所	その他
1	訪問系サービスコードの修正と過去分調整額の請求に対応いたしました。	○	-	-	重訪 居宅 同行 重包	-	-	-	-
◆障がい福祉サービス費等請求管理システム		対象事業所							
項番	【改正】対応内容	設定ポイント集	居住系	日中系	訪問系	相談支援	児童入所	児童通所	その他
2	訪問系サービスコードの修正と過去分調整額の請求に対応いたしました。	○	-	-	重訪 居宅 同行 重包	-	-	-	-
◆障がい福祉サービス費等請求統合システム		対象事業所							
項番	【改正】対応内容	設定ポイント集	居住系	日中系	訪問系	相談支援	児童入所	児童通所	その他
3	訪問系サービスコードの修正と過去分調整額の請求に対応いたしました。	○	-	-	重訪 居宅 同行 重包	-	-	-	-

はじめに

対応概要

支払調整額の請求

対応項目一覧

補足事項

ほのぼのmore2025年6月改正対応版(Ver.3.00.0030)では、以下の障害対応を行いました。

※運用想定、対象事業種別になります。(お客様の運用によって異なるケースもございます)

◆障がい福祉支援記録システム		対象事業所							
項番	【障害】対応内容	設定ポイント集	居住系	日中系	訪問系	相談支援	児童入所	児童通所	その他
1	[各種日誌]または[各種記録]→[取込]ボタン→[一括取り込み]画面で「絞込み」を「個別」に設定した場合、集計欄に[絞込み]ボタンが表示されてしまう不具合を改修いたしました。		○	○	○	○	○	○	○
◆障がい福祉サービス費等請求管理システム		対象事業所							
項番	【障害】対応内容	設定ポイント集	居住系	日中系	訪問系	相談支援	児童入所	児童通所	その他
2	[サービス]→サービス名の黄色ボタン→[時間/サービス入力支援]画面において、重度訪問介護のサービスコードの時間が表示されない場合がある不具合を改修いたしました。		-	-	重訪	-	-	-	-
3	[サービス]→サービス名の黄色ボタン→[時間/サービス入力支援]画面において、重度訪問介護のフィルターが機能しない場合がある不具合を改修いたしました。		-	-	重訪	-	-	-	-
4	[サービス]→[一覧]ボタン→[サービス]画面において、利用登録が複数登録されている場合に、利用者名に「○日終了」が不正に表示される不具合を改修いたしました。		-	-	重訪 居宅 同行 行動	-	-	-	移動
◆福祉サービス費等請求統合システム		対象事業所							
項番	【障害】対応内容	設定ポイント集	居住系	日中系	訪問系	相談支援	児童入所	児童通所	その他
5	[上限管理]→[支給決定者]ボタン→[出力]ボタン→[出力設定]画面において、出力様式名に令和7年4月版より追加された「上限管理結果票(複数児童)IFC様式.xlsx」由来の様式を選択して[出力]、[印刷]、[プレビュー]を行うと、処理年月、および確認日の年号が「平成」固定で出力される不具合を改修いたしました。		○	○	○	○	○	○	○

◆障がい福祉個別支援計画  
(全国社会就労センター協議会方式)システム

## 対象事業所

項番	【障害】対応内容	対象事業所							
		設定 ポイント 集	居住 系	日中 系	訪問 系	相談 支援	児童 入所	児童 通所	その 他
6	[アセスメント]→[フェイス]→[生活歴]画面の「主な職歴」において、開始日と終了日を異なる年号を登録した場合、不正な年号で印字されてしまう不具合を改修いたしました。		○	○	○	○	○	○	○

【Step V】

# 補足事項

# 6 2025年改正対応版での注意・制限事項（再掲）

はじめに

対応概要

支払調整額の請求

対応項目一覧

補足事項

2025年3月19日にご案内いたしました、「2025年4月施行の改正対応版バージョンアップに関する注意制限事項について」の、「<別紙> 2025年4月および6月障害者総合支援法改正対応版バージョンアップまでのお願いと注意点」を再掲いたします。再度ご確認をお願いいたします。

## 障害者総合支援法対応版 ほのぼのmore

### ◇ 2025年4月版について

2025年4月版をインストールするためには、2024年10月版以降のバージョン(Ver.3.00.0028)をインストールされていることが前提条件となります。

2025年4月版へのバージョンアップ前までに2024年10月版以降へバージョンアップを行っていただくようお願いいたします。

※Onlineプラットフォームの場合は、バージョンアップ作業は不要です。

**※2025年4月版では、処遇改善加算の経過措置への対応と令和7年4月から適用される各種減算への対応を行います。処遇改善加算を算定されていない事業所様、既に処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを算定されている事業所様、各種減算の対象外の事業所様におかれましても、必ずバージョンアップを行っていただくようお願いいたします。**

### ◇ 2025年6月版について

2025年6月版をインストールするためには、2025年4月版のバージョン(Ver.3.00.0029)をインストールされていることが前提条件となります。

2025年6月版へのバージョンアップ前までに2025年4月版へバージョンアップを行っていただくようお願いいたします。

※Onlineプラットフォームの場合は、バージョンアップ作業は不要です。

**※2025年6月版では、令和7年1月31日に発出された事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る 介護給付費等単位数サービスコード表等の一部修正(確定版)等について」への対応を行います。**

**居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度包括支援の事業所様におかれましては、7月請求分より調整用、単位数補正用のサービスコードが追加されますので、必ずバージョンアップを行ったうえで請求を行っていただきますようお願いいたします。**

## (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度包括支援

項番	対象システム・処理	4月版バージョンアップまでの注意制限事項	4月版バージョンアップ後～6月版バージョンアップまでの注意制限事項	6月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	【請求管理システム】 ・事業者設定マスタ	4月版バージョンアップまで、2025年4月以降の事業所の体制登録は行わないでください。	[事業者設定マスタ]にて2025年4月以降の体制が正しいことを確認し、必要に応じて設定を変更してください。確認後、事業所単位に[サービス費適用マスタ]にて、新しい報酬単位の取り込みを行ってください。	
2	【請求管理システム】 ・割当 ・集計収集	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の割当(重度包括支援を除く)／集計は行わないでください。	通常どおり、2025年4月および5月提供分の割当(重度包括支援を除く)／集計を行い、請求を行ってください。 6月版バージョンアップまで、2025年6月提供分以降の割当／集計は行わないでください。	通常どおり、2025年6月提供分以降の割当(重度包括支援を除く)／集計を行い、請求を行ってください。
3	【請求統合システム】	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年4月および5月提供分の処理を行い、請求を行ってください。 6月版バージョンアップまで、2025年6月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年6月提供分以降の処理を行い、請求を行ってください。

## (2) 計画相談支援、障害児相談支援

項番	対象システム・処理	4月版バージョンアップまでの注意制限事項	4月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	【計画相談システム】 ・事業所加算管理	4月版バージョンアップまで、2025年4月以降の事業所の体制登録は行わないでください。	[事業所加算管理]にて2025年4月以降の体制が正しいことを確認し、必要に応じて設定を変更してください。
2	【計画相談システム】 ・請求管理	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年4月提供分以降の処理を行い、請求を行ってください。
3	【請求統合システム】	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年4月提供分以降の処理を行い、請求を行ってください。

## (3) 上記 (1)、(2)以外

項番	対象システム・処理	4月版バージョンアップまでの注意制限事項	4月版バージョンアップ後の注意制限事項
1	【請求管理システム】 ・事業者設定マスタ	4月版バージョンアップまで、2025年4月以降の事業所の体制登録は行わないでください。	[事業者設定マスタ]にて2025年4月以降の体制が正しいことを確認し、必要に応じて設定を変更してください。確認後、事業所単位に[サービス費適用マスタ]にて、新しい報酬単位の取り込みを行ってください。
2	【請求管理システム】 ・自動算定(割当) ・集計収集	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の自動算定(行動援護は割当)／集計は行わないでください。	通常どおり、2025年4月提供分以降の自動算定(行動援護は割当)／集計を行い、請求を行ってください。
3	【請求統合システム】	4月版バージョンアップまで、2025年4月提供分以降の処理は行わないでください。	通常どおり、2025年4月提供分以降の処理を行い、請求を行ってください。

「ほのぼの」シリーズ  
障害者総合支援法対応版 ほのぼのmore

2025年度法改正(6月改正対応版)  
設定ポイント集  
全事業所様 共通編

2025年 6月 初 版



発行者 NDソフトウェア株式会社

URL <https://www.ndsoft.jp/>

© 2025 ND Software Co., Ltd. All Rights Reserved.

ほのぼのmoreは、エヌ・デー ソフトウェア株式会社の登録商標です。

本書に記載されている他社の登録商標・商標はじめ、会社名、システム名、製品名は一般に各社の登録商標または商標です。尚、本文はじめ図表中では、登録商標マークは明記していません。

本書で掲載している画面のデータは架空のデータです。また、実際のシステムの画面と一部異なる場合があります。

本書の内容は、改良のため予告なしに変更する場合があります。